

改正点	令和6年9月分まで（改正前）	令和6年10月分から（改正後）
支給対象	15歳年度末まで	18歳年度末まで
所得制限	所得制限・所得上限あり	所得制限なし
支給額	・3歳未満 一律15,000円 ・3歳以上小学校修了前 第1子、2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生 一律10,000円 ・特例給付 一律5,000円 ※特例給付とは、受給者の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方	・3歳未満 第1子、2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～18歳年度末 第1子、2子：10,000円 第3子以降：30,000円
第3子以降加算の算定対象	18歳年度末まで	22歳年度末まで （19歳～22歳年代※1の子については、親等が生計費の経済的負担※2がある場合） （注）算定対象となる子の考え方
支給月	6月・10月・2月（年3回） ※各前月までの4か月分を支給	4月・6月・8月・10月・12月・2月（年6回） ※各前月までの2か月分を支給